

大口町告示第108号

大口町週休2日制工事実施要領を次のように定める。

令和5年12月25日

大口町長 鈴木雅博

## 大口町週休2日制工事実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、大口町が発注する建設工事（公共建築工事費積算基準を適用する工事を除く。）において、企業及び労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業における週休2日の更なる普及に向けて取り組むため、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 対象期間 契約締結日の翌日から工事完了日（完了届の提出日をいう。以下同じ。）までの期間をいう。ただし、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）を除く。

ア 契約締結日の翌日から施工を開始する日までの期間（現場事務所等の設置、測量その他の工事の準備に要する期間を含む。）

イ 施工を完了した日の翌日から工事完了日までの期間（工事の後片付けに要する期間を含む。）

ウ 受注者が定める夏季休業の期間（3日間を限度とする。）

エ 受注者が定める年末年始休業の期間（6日間を限度とする。）

オ 工場製作のみの期間

カ 施工開始日が、火曜日から土曜日である場合の、施工開始日を含む週

キ 施工完了日が、日曜日から木曜日である場合の、施工完了日を含む週

ク 工事事務等による不稼働期間

ケ 天災等の突発的な事情による対応期間

コ 発注者が対象外とする作業を実施する期間（施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週6日以上現場作業を余儀なくされる期間）

(2) 休工日 安全点検、巡視等を除き、現場作業（現場事務所での事務を含む。以下同じ。）を一切行わない日をいう。

(3) 週休2日制工事 対象期間において、次に掲げる日を休工日とし、労働者の休日を確保するよう取り組む工事をいう。

ア 土曜日及び日曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)

(4) 休工割合 対象期間の全日数に対する休工日の割合をいう。

(対象工事)

第3条 週休2日制工事の対象となる工事は、次の各号のいずれにも該当する工事のうち大口町が指定するものとする。

(1) 現場条件等により工期の延期が生じかねない不確定な要素又は数量が増減する要素が少なく、週休2日制工事の実施が可能な工事

(2) 予定価格が3,000万円以上の工事

(3) 工程が現場の条件に大きく制約されない工事

(4) 緊急を要しない工事

(週休2日制工事の形式)

第4条 週休2日制工事の形式は、次に掲げるとおりとする。

(1) 対象期間の全日数の28.5%(7分の2)以上の日数の休工日を設けるものとする。

(2) 受注者は1月単位で4週8休以上が達成できるよう努めるものとする。この場合において、毎週土曜日を休工日とするよう努めなければならない。

(取組内容)

第5条 週休2日制工事の取組内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 発注者は、特記仕様書において以下のことを明示する。

ア 本要領の対象工事であること

イ 第2条(1)コに該当する非対象期間を設定する場合はその内容

(2) 本要領の対象工事は、工事名の末尾に「(週休2日)」を追記する。

(3) 発注者は、対象工事の当初設計において、4週8休以上の達成を前提とした経費の補正を行うとともに、変更設計時に休工割合の適用区分に応じて補正率

を変更するものとする。

- (4) 受注者は、大口町公共工事の施行に関する事務取扱要綱（平成3年大口町訓令第8号。以下「要綱」という。）第26条に規定する工事施工計画書を工事担当課長に提出するにあたり、休工日の取得計画を確認することができる工程表を作成し、監督員と協議する。
- (5) 受注者は、毎月5日までに、当該月の前月分の週休2日制工事の実施状況（非対象期間の明示を含む。）をカレンダー形式にて提出し、監督員による確認を受ける。
- (6) 発注者が週休2日制工事に係るアンケート調査又はヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。
- (7) 受注者は、4週6休以上達成できなかった場合には、未達成の要因及び改善策を工事完了届とともに発注者に報告する。なお、受注者の責によらず達成できなかった場合はこの限りではない。

（費用の計上等）

第6条 週休2日制工事に係る費用の計上については、別表経費区分の部に掲げる経費に応じ、同表補正係数の欄に掲げる係数を乗じた経費の補正を行うものとする。なお、契約締結日の翌日から工事完了日までの期間の変更設計についても同様とする。

2 休工割合の適用区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 28.5%以上の場合 4週8休以上
- (2) 25%以上28.5%未満の場合 4週7休以上4週8休以上未満
- (3) 21.4%以上25%未満の場合 4週6休以上4週7休以上未満

3 休工割合の算出は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日から土曜日までを1週間とする。
- (2) 施工開始日が月曜日の場合は、前日の日曜日を第1日目とする。
- (3) 施工完了日が金曜日の場合は、翌日の土曜日を最終日とする。
- (4) 地域住民の要望等により、土曜日又は日曜日に作業を行い、当該作業日の属する週において振替の休工日を取得した場合は、当該作業日を休工日とみなす。

4 休工割合が21.4%未満となった場合にあつては、最終設計額から第1項に規定する補正分の経費を減額した変更契約をする。

(その他必要事項)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

		補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
経費区分	労務費	1.01	1.03	1.05
	機械経費（賃料）	1.01	1.03	1.04
	共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
	現場管理費率	1.03	1.04	1.06

備考

- 1 労務費について、労務費分が明らかとなっていない市場単価は、補正の対象としない。
- 2 現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量や調査・設計など、外注が想定される業務の労務費については、補正の対象としない。